

令和7年9月
堺市建築部

情報共有システム及び電子納品の試行実施について（お知らせ）

公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（令和7年改訂）において、「各発注者は、情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。」とあります。

上記を踏まえ営繕系工事におきましても、「受発注者のコミュニケーション円滑化」、「書類の処理の迅速化」、「監督検査業務の効率化」等を更に推進することを目的とし、情報共有システム及び電子納品の試行実施に取り組みますので、お知らせいたします。

記

1. 適用対象

予定価格が400万円を超える営繕系工事を対象とします。

2. 発注方式

- ・発注者指定型：予定価格1.5億円以上の工事
- ・受注者希望型：予定価格400万円超え1.5億円未満の工事

3. 適用日

令和7年10月以降に公告する案件から適用

4. 備考

詳細については、堺市ホームページへ令和7年9月掲載予定